

新聞記事

平成33年8月30日（読売新聞）

まつ毛エクステ無免許施術、経営者ら書類送検へ

京都市下京区美容サロン「ラ・ストーリーア京都店」（閉店）で、美容師免許のない従業員が、まつ毛のつけ毛「エクステンション（エクステ）」を施していたなどとして、京都府警五条署は30日午後、女性経営者（50）（大阪府高槻市）と女性従業員ら計4人を美容師法違反（無免許営業など）容疑で書類送検する。

捜査関係者によると、経営者は今年1～7月、京都市へ美容サロン営業の届け出をせず、従業員らは美容師免許がないにもかかわらず、女性客6人にまつ毛エクステを施した疑いが持たれている。同店は約3000人の顧客がいたという。

経営者らは、調べに「免許があることは知っていた。違反しても行政指導程度で済むと思っていた」と供述しているという。

2010年 朝日新聞 5/21 朝刊

まつ毛エクステ 無免許営業容疑
 サロン会社書類送検
 「まつ毛エクステンション」と呼ばれる美容行為を無免許で行ったとして、警視庁は20日、大阪市浪速区難波中2丁目の美容サロン運営会社「Three Beauty」の女性社長(28)ら3人と、法人としての同社を美容師法違反(無免許営業)の疑いで書類送検し、発表した。
 まつ毛エクステは、シルクやナイロン製の人工毛を専用の接着剤でまつ毛につける。長さやカールの具合を調整できることから若い女性に人気がある。
 高輪宮によると、女性社長は昨年12月から今年1月、東京都港区白金台5丁目の美容サロン「ROSE白金」で、美容師免許を持っていない女性従業員(2)に、横浜市などの20代の女性5人にまつ毛エクステを行わせた疑いがある。いずれも容疑を認めているという。客の一人が今年1月に「目のかゆみが治まらない」と同業者に相談していた。

東京新聞 5/21 朝刊

まつげエクステ 無免許施術容疑
 社長ら書類送検
 女性に人気の美容行為で、まつげに接着剤で人工毛を継ぎ足す「まつげエクステンション」を、美容師免許のない従業員にさせたなどとして、警視庁高輪宮は20日、美容師法違反などの疑いで、東京都港区白金台5の美容院「ROSE白金」の運営会社「Three Beauty」と女性社長(28)ら3人を書類送検した。
 社長の送検容疑で、昨年12月から今年1月、ROSE白金で、美容師免許のない女性従業員(2)と西東京市に、横浜市の女性会社員(3)ら客4人などとして、警視庁高輪宮のまつげエクステを営む美容院「Three Beauty」をめぐって、代金計四万四千円を受け取ったとされる。
 同院によると、社長は「従業員は技術がある」と主張しているという。

H22.2.24

無免許でまっげエクステ

須坂署 容疑の女を書類送検

美容師免許を持たないのに、坂市の20、30代の計3人にま
専用の接着剤で人工まっげを
付ける美容行為「まっげエク
ステンション」をしていたと
して、須坂署は24日、美容師
法違反(無免許営業)の疑い
で、須坂市須坂、橋本葉・元
まっげサロン経営者(32)の女
類を須坂署に送検した。須坂
市須坂町に暮らすまっげ
エクステンションの同業者の
通報は原因とみられる。

須坂署は2009年
5月上旬ごろ、同署に
「まっげエクステンション」
を施された20代女性からの
相談を受けた。同業者の
経営者は08年12月、昨年10
月、自宅でまっげエクステを
経営。従業員はおり、延
べ約100人にまっげエクステ
を施術し、計約50万円を
売り上げた。フリーペーパー
の広告を貼っていたり、インタ
ーネットのホームページを
開設してたりしていたとい
う。

年8月下旬、同署で「目なし
まっげ」を付けて、涙が止まら
ない」と被害相談があり、捜
査していた。女性被害者の結
婚歴や皮膚病歴を全治約10日た
ったという。

「角質が薄く、結膜炎と診
断された」まっげを貼られた
まっげ相談者という。県
消費者生活センター、県内の
消費者生活センターに相談し
て、まっげエクステンションの
施術を受けたという。まっげ
エクステンションの施術は、
まっげエクステンションの

アートメイク 目に傷・化膿

施術者の医師免許 確認を

唇やまぶたに針を刺して色素を入れ、化粧しているように見せる「アートメイク」を受けた人が、角膜に傷がついたり、化膿したりするトラブルが起きています。アートメイクサロンやエステサロン、個人宅で被害にあったケースが多く、国民生活センターが注意を呼びかけています。

唇やまぶたに針を刺して色素を入れ、化粧しているように見せる「アートメイク」を受けた人が、角膜に傷がついたり、化膿したりするトラブルが起きています。アートメイクサロンやエステサロン、個人宅で被害にあったケースが多く、国民生活センターが注意を呼びかけています。

全国の消費生活センターに寄せられた相談は、2006年4月から今年10月18日までに121件。本来、アートメイクなどの施術は、医師法で医師免許を持った人に認められている。しかし、相談のうち95%は免許を持たない人が施したと思われる、という。

相談の例は、「エステサロンでアイラインのアートメイクをした。痛かったがそのまま施術された。痛みが治まらず眼科に行くところ、友人の家に泊っていた」「友人宅で友人の娘に目のアートメイクをしてもらった。痛みが出て眉がはれた。眉の形も左右でずれてしまった」など。

国民生活センターは、皮膚に入れる色素の安全性も疑問がある、と指摘。また、皮膚から色素を除去するには、費用も時間も、色素を入れるときの倍以上かかるという。「アートメイクは入れ墨と同じ。どうしてもする場合は医療機関で受け、施術者が医師免許を持っているか確認してほしい」と呼びかけている。

アートメイク 相談相次ぐ

医師なし施術横行 治療費トラブルも

化粧をしなくても眉や唇などを美しく見せるとして広がりを見せる「アートメイク」に絡んだ相談が全国の消費生活センターに相次いで寄せられている。施術は本来、医師免許がなければできないが、サロンなどで違法に行われるケースが増加。失敗した場合などには治療費をめぐるトラブルに発展することも多い。国民生活センターは注意を呼びかけている。

と、アートメイクは医師免許がなければ施術できないが、多くがフリーペーパーや友人の薦め、インターネットなどで情報を入手。医師のいないサロンや美容院、個人宅などで施術を受けていた。ネット上では施術器具が2万〜3万円程度で販売されるなど個人が手軽に入手し、施術できる状態になっている。

また、イメージと違ったり、失敗したりした場合に、治療費をめぐって、施術者側とトラブルになるケースも。除去には医療機関でレーザー照射を繰り返す必要があるなど相当期間の通院が必要で、自由診療となるため、費用も高額になるという。

国民生活センターは「アートメイクは入れ墨の一種。どうしても希望する場合に医療機関を利用するよう」と呼びかけている。

アートメイクとは、針を使って皮膚に色素を注入することで、化粧をしなくても眉、唇、アイラインなどの色合いを美しく強調させる施術のこと。米国では「コスメティックタトゥー」などとも呼ばれる。

全国の消費生活センターに寄せられたアートメイクによる健康被害の相談は平成18年から5年で121件。「アイラインのアートメイクをしてもらったが、

誤って目の下に色が入ってしまった」「友人の自宅で施術したが、眉の形が左右でずれて形も変になった」といった被害が報告されている。

また、目の周りや眉に皮膚障害が残るなどの被害を訴えるケースもあり、「眉の周りが赤く腫れ上がって痛みがある」「角膜に傷がついた」といった深刻な相談もあった。

国民生活センターによる

